

第27号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
 - ※ 消費税インボイス制度
登録申請書受付開始
- 3 Tax Information
 - ※ 法人住民税の均等割を
軽減するための減資
- 4 労務管理
 - ※ テレワークの導入
- 5 独り言



暑中お見舞い申し上げます



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、紆余曲折、最後まで開催が危ぶまれていた東京オリンピック 2020 がいよいよ開催となり、本通信が皆様のお手元に届く頃には、メダルラッシュで日本中が湧いていることと思います。

今からさかのぼること 80 年、1940 年に中止となった大会があったことをご存知でしょうか。アジアで初の開催となるはずだった 1940 年の会場に東京が選ばれましたが、その数年前から起きた日中戦争により、大会自体が中止となりました。大会中止は近代オリンピックが始まって以来、初めてのことであったようです。今回の東京 2020 は初の延期、そしてほとんどの競技が無観客というこれも前代未聞の大会となりました。

膨大な予算を投じたオリンピックという平和の祭典に、コロナ感染の危機をはらんだ開催が後にどのような意味を持つてくるのか、この段階ではだれにも分かりません。今はただ一生をかけてこの大会に臨んできた選手たちに最高の栄冠を掴んでいただきたいと切に望みます。

代表社員 野呂 伸一郎

What's New

間もなく！

消費税 インボイス制度 登録申請書受付開始

令和元年(2019年)10月1日から軽減税率制度が実施されたことに伴い、消費税の仕入税額控除の方式は現在の区分記載請求書等保存方式となりました。令和5年(2023年)9月30日までの間は、その仕入れが軽減税率の対象のものかそれ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされています。

そして令和5年(2023年)10月1日からは**適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)**が導入されます。この制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「**適格請求書発行事業者**」が交付する「**適格請求書**」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

⇒ **詳細は、次号「Tax Information」にて詳しく解説いたします。**

「適格請求書発行事業者」への登録申請書は、今年(令和3年)の10月1日から提出可能になります。

《適格請求書発行事業者登録制度》

インボイスを交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られるため、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける必要があります。ここで注意しなければならないのは、この登録を受けることができるのが、**課税事業者のみ**となっていることです。

つまり、現状免税事業者として事業を行っている方がインボイスを交付するためには、消費税の課税事業者となる必要があるのです。

Tax Information

法人住民税の均等割を軽減するための減資

【法人住民税の均等割を軽減するための減資】

法人住民税の均等割は、所得金額がゼロであっても課税され続けますので、その負担額を軽減するために、減資を検討する場合も見受けられるところです。

しかし、均等割の額は、資本金ではなく法人税法上の「資本金等の額」を基準にして決められますので、減資によって資本金が減少しても、「資本金等の額」が減少しなければ均等割の額を減少させることはできません。

したがって「資本金等の額」を減少させる必要があるのですが、実はそう簡単ではなく、特に留保利益の多い健全な会社ほど減り難いといわざるを得ません。以下では繰越利益剰余金がマイナスとなっていない会社を前提に、その困難さを確かめてみましょう。

1. 法人住民税の均等割額は減資をしただけでは下がらない

法人住民税の均等割の額は、次のように法人の「資本金等の額」に応じて決められています。

| 区 分 | | 市町村民 税 | 道府県民 税 |
|-----------------|--------------|-----------|-----------|
| 資本金等の額 50億円超 | 従業員数 50人超 | 300万円 | 80万円 |
| | 50人以下 | 41万円 | |
| 10億円超50億円以下 | 50人超 | 175万円 | 54万円 |
| | 50人以下 | 41万円 | |
| 1億円超10億円以下 | 50人超 | 40万円 | 13万円 |
| | 50人以下 | 16万円 | |
| 1千万円超1億円以下 | 50人超 | 15万円 | 5万円 |
| | 50人以下 | 13万円 | |
| 1千万円以下 | 50人超 | 12万円 | 2万円 |
| | 50人以下 | 5万円 | |
| 資本金等の額を有しない法人 | | 5万円 | 2万円 |

「資本金等の額」とは、株主など法人の出資者が、その法人に現実に出資した額のうち、法人に留保されている現在の残高を示しています（法法2十六）。

単純な資本金残高とは異なり、法人が減資をして資本金の額を引き下げても、その減少した資本金が会社に留保されたままでは、「資本金等の額」は変化しません。均等割の額を引き下げるには、減資した金額を株主に払い戻す有償減資を行わなければなりません。

ところが、会社法には有償減資を直接定めた規定は設けられていないのです。

2. 減資をして株主に払い戻すためには資本剰余金の配当をしなければならない

現行の会社法で減資とは、資本金の額を資本剰余金に振り替えることを意味しています（会法446三、447）。このように減資をただけでは、純資産の内部で金額が振り替わっているだけであり、会社法で規定している減資とは、あくまで無償減資のことでしかありません。減資をした資本金を株主に払い戻すためには、資本金から振り替えた資本剰余金を剰余金の配当として株主に払い戻す必要があります。

3. 資本剰余金の配当を行っても資本金等の額は同じように下がらない

例えば、資本金5千万円の会社が4千万円の減資を行い、これを株主に払い戻した場合には、「減資」と「(資本)剰余金の配当」という2つのプロセスの組み合わせとして構成されます。この例で、減資した4千万円をそのまま資本剰余金の配当として株主に移転した場合には、会社法上、株主が出資した残額は1千万円に下がっています。

しかし、法人税法における「資本金等の額」は、同じようには下がらないのです。

資本剰余金の配当をした場合の「資本金等の額」の減少額は、次のように計算します。

$$\text{払戻し直前の資本金等の額} \times \frac{\text{払戻しによって減少した資本剰余金の額}}{\text{直前期末の簿価純資産額}}$$

例えば、法人税法上の減資直前の「資本金等の額」5千万円、利益積立金額1億5千万円で、純資産の合計2億円であったとして、この会社が資本剰余金4千万円の配当を行ったとすると、「資本金等の額」の減少額は次のように計算されます。

$$50,000 \text{ 千円} \times \frac{40,000 \text{ 千円}}{200,000 \text{ 千円}} = 10,000 \text{ 千円}$$

つまり、このケースの場合、資本剰余金の配当を40,000千円行っても、「資本金等の額」は10,000千円しか減少せず、減資後の「資本金等の額」は40,000千円となり、均等割の額を引き下げることができません。

そして、資本剰余金の額の減少額40,000千円のうち、「資本金等の額」の減少額10,000千円を超える30,000千円はみなし配当とされ、利益積立金額が減少する上、株主には所得税が課されます。なかなか受け入れ難い処理ですね。

4. 資本の払戻しについては会社法と法人税法 とで理解が異なる

減資して資本剰余金の配当を行った場合、会社法上は、あくまで株主が出資した部分が株主に戻っただけのことであり、利益剰余金の額は影響を受けず変化しません。

これに対して、法人税法上は、資本剰余金の配当について、株主が出資した部分である「資本金等の額」と、法人税法上の留保利益である利益積立金額との双方を原資として払い戻されたとしています。

資本剰余金の配当を行った場合の「資本金等の額」の減少額を求める上記の算式については、次のように変化させることができます。

$$\text{払戻しによって減少した資本剰余金の額} \times \frac{\text{払戻し直前の資本金等の額}}{\text{直前期末の簿価純資産額}}$$

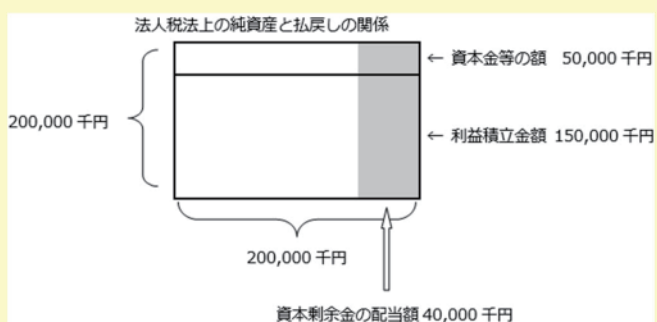
法人税法上の簿価純資産額は、「資本金等の額」と利益積立金額の合計額を意味しています。

上記算式の左側の「払戻しによって減少した資本剰余金の額」とは、減資による払戻額のことを意味しています。

そうすると、上記の算式は、減資による払戻額を、減資直前の「資本金等の額」と利益積立金額の割合で按分計算をしていることとなります。

5. 留保利益の多い健全な会社ほど減資によっ て均等割額を軽減させることは難しい

上記3の設例による会社の場合、4千万円の資本剰余金の配当は、法人税法では次のように図解して理解することができます。



設例会社の払戻し直前の純資産額は2億円で、その内訳は「資本金等の額」が5千万円で、利益積立金額が1億5千万円です。

資本剰余金の配当額4千万円の原資は、「資本金等の額」と利益積立金額からなり、その割合は払戻し直前のそれぞれの割合とされますので、「資本金等の額」が1千万円、利益積立金額が3千万円それぞれ減少することになります。

つまり設例会社の場合、払戻額の25%が「資本金等の額」の減少額になります。そして払戻額の75%がみなし配当になります。

設例会社は、「資本金等の額」を4千万円減少させたわけですが、そのためには、資本剰余金の配当額はその4倍の1億6千万円が必要ということになります。

しかし、設例会社の資本金は5千万円しかありませんから、減資して資本剰余金を1億6千万円作ることは、そもそも不可能です。

このように利益積立金額が多く留保されている健全な会社ほど、減資をして資本剰余金を配当しても、「資本金等の額」を減少させることは困難あるいは不可能になってしまいます。

こうして順序立てて検討して行くと、優良な会社が安易に節税のための処置が行えない事で、「取れるところから取る」と言われている徴税現象の最たるもの(!)と言う事も出来ると思えますが、それを本当に当局があからさまに意図して定義していたら恐ろしくなりますね。

なお、冒頭で述べました通り、利益剰余金がマイナスの会社の場合の考え方は異なりますので、ご関心ございましたら弊所スタッフにお声掛け下さい。

東京事務所 公認会計士・税理士 森 孝義



労務管理 テレワークの導入

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が公開されています

厚生労働省は3月25日、改定版の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を公開しました。このガイドラインの中では、テレワークをウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として定義づけ、更なる導入・定着を図ることが重要であるとしています。そして、良質なテレワークを推進するため、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしています。

以下では、ガイドラインの中で「テレワークに特有の事象の取扱い」としている部分を抜粋して紹介します。

◆中抜け時間(労働者が一定程度業務から離れる時間)

- ・中抜け時間については、労働基準法上、使用者は把握することとしても、把握せずに始業及び終業の時刻のみを把握することとしても、いづれでもよい
- ・中抜け時間の取扱いとしては例えば以下のような取扱いが考えられる
 - ①中抜け時間を把握する場合には、休憩時間として取り扱い終業時刻を繰り下げたり、時間単位の年次有給休暇として取り扱う
 - ②中抜け時間を把握しない場合には、始業及び終業の時刻の間の時間について、休憩時間を除き労働時間として取り扱う

◆勤務時間の一部についてテレワークを行う際の移動時間

- ・就業場所間の移動時間について、労働者による自由利用が保障されている時間については、休憩時間として取り扱うことが考えられる
- ・使用者が労働者に対し業務に従事するために必要な就業場所間の移動を命じ、その間の自由利用が保障されていない場合の移動時間は労働時間に該当する

◆時間外・休日労働の労働時間管理

- ・テレワークの場合においても、使用者は時間外・休日労働をさせる場合には、三六協定の締結、届出や割増賃金の支払が必要となり、深夜に労働させる場合には、深夜労働に係る割増賃金の支払が必要である

ガイドラインの中では、人事評価制度の取扱いや人材育成、費用負担についても言及されています。また、安全衛生確保のためのチェックリスト(事業者用)、作業環境確認のためのチェックリスト(労働者用)も公開されていますので活用されてみてはいかがでしょうか。

東京事務所 社会保険労務士 早坂 洋実

(出典:厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」)

～～独り言～～

10年後

先日、財布の縫い目がほつれているのを発見し、お金がここから漏れていたんだ、と自笑していたら、ちょうど良いタイミングで新聞広告を見た。ドイツの技術で牛革を鞣した財布で、高そうに見えるがお手頃価格だ。このご時世、在宅の期間中にポチるのは日常茶飯事。その時ふと思ったのが、財布を持たずに家を出ることが多くなったことだ。携帯電話一つ持っていれば、もちろん電話はできるし、お茶も弁当も買える。そう、今の日常生活に現金はいらない。そこで、10年後に不要となっているもの、と考えてみた。ガソリン、ネクタイ、切手、印鑑、ボールペンや万年筆、などなど。もちろん、全く消えてなくなってしまうわけではないが、一般的な日常生活にはいらぬものとなっているだろう。

待てよ。10年後、野呂は必要とされているだろうか(^^;;

文責：野呂伸一郎

アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アークネット HP
<http://www.arknet.info>

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591